

議題 4 安城市総合交通会議設置要綱の改正について

1. 協議事項

道路運送法（以下、法という）第 9 条第 4 項において、地域住民の生活のための旅客の運送を確保する路線等に係る運賃等について協議が調った場合に運賃を変更できる旨の規定（いわゆる協議運賃）があります。これまで、この協議の場が、道路運送法に規定する「地域公共交通会議」であり、本会がその役割を担っておりましたが、令和 5 年 10 月 1 日に施行された法改正により、運賃等を協議する場が地域公共交通会議とは異なる構成員の会として規定されました。

従いまして、本会の協議事項等を定めた「安城市総合交通会議設置要綱」について、この法改正に適合させるとともに、文言の修正や他条例との重複の解消等のため、一部改正をいたしますので、みなさまのご意見を伺います。

2. 変更内容

資料 4 - 1 のとおり

3. 資料

- ・資料 4 - 1 「安城市総合交通会議設置要綱」の一部改正に係る新旧対照表
- ・資料 4 - 2 安城市総合交通会議設置要綱（案）
- ・資料 4 - 3（参考）安城市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱（案）

※道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議運賃を協議する場（いわゆる運賃料金協議会）につきましては、安城市総合交通会議とは別組織として組成する予定です。